記者発表資料 令和5年1月28日

宮城県特定家畜伝染病対策本部

担 当:農政部技監兼副部長 伊藤

家畜防疫対策室衛生安全班 齋藤・石橋

電 話: 022-211-2854 メール: kataihs@pref.miyagi.lg.jp

高病原性鳥インフルエンザ疑似患畜の確認について

本日(1月28日), 角田市内の家きん農場において, 高病原性鳥インフルエンザ (HPAI) の疑似患畜が確認されました。

1 農場の概要

農場所在地:角田市

飼養状況:家きん(あひる) 約12,000羽

2 経 緯

- (1) 本件は、1月27日(金) に農場から死亡家きんが増加したとの通報があり、大河原家畜保健衛生所が鳥インフルエンザの簡易検査を実施したところ、陽性を確認しました。
- (2) 当該家きんについて仙台家畜保健衛生所にて遺伝子検査を実施した結果,高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜であることを確認しました。

3 今後の対応

- (1)「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」(令和2年7月1日農林水産大臣公表)に基づき,当該農場の飼養家きんのと殺及び焼埋却,移動制限区域の設定等の必要な防疫措置を迅速かつ的確に実施。
- (2) 関係機関と十分連携を図るとともに、生産者、消費者、流通業者等への正確な情報の提供に努める。
- (3) 感染拡大防止のため、発生農場周辺の消毒を強化し、主要道に消毒ポイントを設置。

4 その他

- (1) 我が国の現状において、鶏肉や鶏卵等を食べることにより、ヒトが鳥インフルエンザウイルスに感染する可能性はないと考えております。
- (2) 現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、生産者の方のプライバシーを侵害するおそれがあることなどから、厳に慎むよう御協力をお願いいたします。特に、ドローンやヘリコプターを使用しての取材は、防疫作業の妨げや場所の特定につながるため、厳に慎むようお願いいたします。
- (3) 今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者は根拠のない噂などにより混乱することがないよう、御協力をお願いします。